特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東神楽町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	東神楽町では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、広域連合が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。 国民健康保険関係事務では事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、契約書において個人情報取扱特記事項を付している。

評価実施機関名

北海道東神楽町長

公表日

平成28年7月22日

［平成26年４月　様式２］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、保険給付、保健事業、国民健康保険料の賦課決定及び徴収に関する事務を行う。特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 ①被保険者資格の申請等（申請、届出または申出）の受理、審査等に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢者受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書等に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保健事業に関する事務 ⑤保険料の賦課決定・徴収に関する事務
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険関係情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一項番30

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条7号、別表第二　項番1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,43,44,58,62,80,87,93,106 （情報照会の根拠）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東神楽町健康ふくし課
②所属長	健康ふくし課長　佐藤真弘

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東神楽町（総務課）　東神楽町南1条西1丁目3番2号　0166-83-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東神楽町（総務課）　東神楽町南1条西1丁目3番2号　0166-83-2111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月22日	所属長	健康ふくし課長　佐伯　肇	健康ふくし課長　佐藤真弘	事後	